

作付体系転換支援事業の概要

令和6年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援のうち作付体系転換支援事業の概要については、この概要に定めるものとする。

なお、この事業の概要は、現時点において想定しているものであり、最終的な事業内容については、令和6年度予算成立後に改正される持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱及び持続的生産強化対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）において定められることとなるので、あらかじめ御了承願いたい。

第1 趣旨

本事業は、大豆、麦及び飼料用米、加工用米、米粉用米その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系、栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は適正な輪作体系の確立に資する作物ごとの農地集約に向けた取組を実施する効率的な作付体系の実証等を支援する。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

（1）作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術等を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される作付体系転換推進検討会を開催する。

（2）作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

（3）生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証を行うほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

（4）新技術等を用いた大規模技術・経営実証

（3）の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3) 及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等普及研修会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3(1)に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。

(3) 事業実施主体は本要領別紙2に掲げるものとし、大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしている者であること。

ア 都道府県、農業関係団体及び農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④公印の管理、使用及びその責任者、⑤内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3(1)の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年

後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストをおおむね 1 割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度を含めた過去 5 年間の 5 中 3 平均と比較し、事業開始から 3 年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収をおおむね 1 割以上増加させることとする。

(2) 事業実施期間は、事業実施の最初の年度から 3 年以内とする。

4 審査基準

別表のとおりとする。

第 3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。

2 事業計画の変更

重要な変更に係る手続は、交付等要綱に掲げる変更の他、別紙 3 の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第 4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

(2) 地方農政局長は、(1) の内容について点検評価し、成果目標が達成されていないと判断する場合は、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むように指導を行い、指導を行ってから 1 ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を提出させるものとし、指導の内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2) による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第 5 留意事項

1 事業実施計画の作成に当たっては、人・農地プランの具体的な進め方について

(令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局通知) に基づく実質化された人・農地プラン又は農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条に規定する地域計画や、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)の水田収益力強化ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。

2 スマート農機(収量コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに

関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第６ その他

環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、実施要領に定めるところにより、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員にチェックシートを配布・回収するものとする。

別表（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去３ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）第１７条第１項又は第２項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く１及び２の審査基準のうち１項目でも０ポイントとなった場合

１ 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 作付体系転換支援事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性・新規性	・土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。 ・実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。 ・新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。 ・当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。 ・本事業で今まで採択されていない取組であるか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
② 妥当性	・事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。 ・生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥当か。 ・試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。 ・事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。 ・生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・農地プラン又は地域計画（ただし、令和5年度中に限り、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成したものをいう。）を作成し、策定に向けた協議の場の設置を予定している場合を含む。）が作成されているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
③ 加算	・申請者が以下の項目にそれぞれ該当していると認められるか。 1 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 - ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 - イ 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 2 農業機械の自動走行・直進走行や機械収穫に適した形質を有する品種の導入、畝間の拡大、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等の取組等、スマート農業技術に対応した生産方式の変革を行う場合。	2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	2 1 0